

○伊達市地域振興促進条例施行規則

昭和60年 3月27日

規則第15号

**改正** 昭和63年 9月26日規則第23号  
平成元年12月28日規則第42号  
平成 4年12月15日規則第35号  
平成 6年12月26日規則第59号  
平成 9年12月22日規則第31号  
平成12年 3月31日規則第12号  
平成20年 6月18日規則第25号  
平成29年 4月 1日規則第26号  
令和元年11月26日規則第 8号

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、伊達市地域振興促進条例（昭和60年条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(工場等の新設及び増設)

**第 2 条** 条例第 2 条第 5 号に規定する工場等の新設とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 市の区域に工場等を設置していない者が、新たに工場等を設置する場合
- (2) 市の区域に工場等を設置している者が、当該工場等で継続して業務を行い、かつ、業種の異なる工場等を新たに設置する場合
- (3) 市の区域に工場等を設置している者が、当該工場等を廃止して新たに工場等を設置する場合

2 条例第 2 条第 5 号に規定する工場等の増設とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 市の区域に工場等を設置している者が、当該工場等で継続して業務を行い、かつ、当該工場等の機能等の拡充を目的として工場等を設置する場合
- (2) 市の区域に工場等を設置している者が、当該工場等の一部を廃止し、新たに工場等を設置する場合

(目的の達成に寄与すると特に認める事業)

**第 3 条** 条例第 3 条第 2 項に規定する目的の達成に寄与すると特に認める事業とは、次の各号の一に該当するものをいう。

- (1) 本市における各種資源の合理的な活用に寄与するものであること。
- (2) 本市における雇用機会の拡大に寄与するものであること。
- (3) 原材料又は製品の関連を有する工業に対し、生産の拡大又は工場等の立地誘導に寄与するものであること。
- (4) 先端的な技術の導入により、本市における産業構造の知識集約化の促進に寄与するものであ

ること。

(助成対象地区の告示)

**第4条** 市長は、条例第3条第2項の規定により助成対象地区を定めたときは、これを告示するものとする。

(便宜供与)

**第5条** 条例第5条の規定により便宜を供与することができる事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 工場等用地の取得及び造成に関する協力
- (2) 上水道の整備及び工業用水の確保に関する協力
- (3) 関連道路及び排水施設の整備に関する協力
- (4) 資金のあつせんに関する協力
- (5) 前各号のほか、市長が必要と認める協力

(補助金交付対象事業者の指定等)

**第6条** 条例第6条第1項に規定する補助金交付対象事業者の指定を受けようとする事業者(以下「指定申請者」という。)は、補助対象事業に着手する日前30日までに、補助金交付対象事業者指定申請書(様式第1号)に工場等新設(増設)事業計画書(様式第2号)を添えて市長に提出するものとする。

2 条例第6条第2項に規定する産業は、日本標準産業分類(平成19年総務省告示第618号)に掲げる産業のうち、別表1に定めるものとする。

3 市長は、第1項に規定する申請があったときは、速やかに審査を行い、指定の可否を決定し、補助金交付対象事業者指定通知書(様式第3号)により指定申請者に通知するものとする。

(常時雇用されるもの)

**第7条** 条例第8条第1項に規定する雇用者とは、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 1年に満たない期限を定めて雇用される者
- (2) 1週間の労働時間が、当該工場等の一般従業員の所定労働時間より短い契約内容で雇用される者
- (3) 市の区域内の既設の工場等から配置替えされる者
- (4) 市の区域内に設置されている他の企業の工場等において雇用されていた者で、当該企業から出向又は派遣されたもの
- (5) 代表権を有する者、監査役その他の役員

(工場等の用に供したと認める土地)

**第8条** 条例第9条第1項の市長が工場等の用に供したと認める土地とは、工場にあつては当該工場の建築面積に当該工場の営む製造業の業種により、別表2の左欄に掲げる製造業の業種の区分に応じ、同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た面積の範囲内の土地とし、事業所、試験研究施設、事務所等にあつては当該事業所、試験研究施設、事務所等の建築面積に100分の300を乗じて得た面積の

範囲内の土地とする。

(補助金の減額等)

**第9条** 条例第10条に規定する補助金の減額等の措置は、次のとおりとする。

- (1) 交付対象期間における固定資産税等を納期限の属する年度内に完納しなかつたときは、当該固定資産税等の未納額に相当する額を当該年度の補助金の額から減ずるものとする。
- (2) 交付対象期間における固定資産税等を納期限の属する年度の翌年度を経過してなお完納しなかつたときは、当該年度以降の補助金は交付しないものとする。

(補助金の端数計算)

**第10条** 補助金を交付するに当たり、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付の時期)

**第11条** 補助金の交付の時期は、各年度末とする。

(補助金の交付の申請等)

**第12条** 条例第11条第1項の規定による申請は、基準年度において固定資産税等が確定した日以後30日以内（非課税施設にあつては5月30日まで）に補助金交付申請書（様式第4号）により行うものとする。

2 条例第11条第2項の規定による補助金の交付の決定通知は、補助金交付決定通知書（様式第5号）を交付して行うものとする。

3 前項の決定通知を受けた者は、交付対象期間において毎年度補助金交付請求書（様式第5号の2）により補助金を請求するものとする。

(申請内容の変更の届出)

**第13条** 第6条第1項及び前条第1項に規定する申請書を市長に提出した者は、当該申請書（計画書等の添付書類を含む。）に記載した事項について変更しようとするときは、あらかじめその変更の内容を申請内容等変更届（様式第6号）により市長に届け出るものとする。

(承継の届出)

**第14条** 条例第12条第2項の規定による承継の事実の届出は、地位承継届（様式第7号）により行うものとする。

2 市長は、前項の届出を受理したときは、当該承継者に対し、地位承継承認書（様式第8号）を交付するものとする。

(届出)

**第15条** 条例第6条第2項の規定による指定を受けた事業者（以下「指定事業者」という。）は、次の各号に定めるところにより、速やかに市長に届け出るものとする。

- (1) 工場等の新設又は増設に係る工事に着手したときは、工場等新設（増設）工事着手届（様式第9号）

- (2) 工場等の工事が完成したときは、工場等新設（増設）工事完成届（様式第10号）
- (3) 工場等の業務を開始したときは、業務開始届（様式第11号）
- (4) 工場等の業務を休止し、又は廃止したときは、業務休止（廃止）届（様式第12号）  
（報告）

**第16条** 指定事業者は、業務を開始した日の属する年度から補助金の交付の終了した日の属する年度までの各年度の事業報告書（様式第13号）を、当該年度終了の日から3月以内に市長に提出するものとする。

（補則）

**第17条** この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に既に工場等の新設に係る工事に着手している場合における当該工場等の新設に係る第6条第1項の規定の適用については、同項中「当該工場等の新設又は増設に係る工事に着手する日前30日まで」とあるのは、「この規則の施行の日から30日以内」とする。

#### 附 則（昭和63年9月26日規則第23号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に改正前の伊達市産業振興促進条例施行規則の規定により提出された申請書等及び交付した通知書等は、改正後の伊達市産業振興促進条例施行規則の規定により提出された申請書等及び交付した通知書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に昭和63年4月1日から伊達市産業振興促進条例の一部を改正する条例（昭和63年条例第20号）の施行の日後30日までの間に立地に着手した者に係る改正後の第6条第1項の規定の適用については、同項中「当該工場等の新設又は増設に係る工事に着手する日前30日まで」とあるのは「昭和63年4月1日から伊達市産業振興促進条例の一部を改正する条例（昭和63年条例第20号）の施行の日後30日までの間に当該工場等の新設又は増設に係る工事に着手した場合は、同条例の施行の日後60日まで」とする。

#### 附 則（平成元年12月28日規則第42号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に改正前の伊達市産業振興促進条例施行規則の規定により提出された申請書等及び交付した通知書等は、改正後の伊達市地域振興促進条例施行規則の規定により提出された

申請書等及び交付した通知書等とみなす。

- 3 この規則の施行の際現に平成元年4月1日から伊達市産業振興促進条例の一部を改正する条例（平成元年条例第35号）の施行の日後30日までの間に立地に着手した者に係る改正後の第6条第1項の規定の適用については、同項中「当該工場等の新設又は増設に係る工事に着手する日前30日まで」とあるのは、「平成元年4月1日から伊達市産業振興促進条例の一部を改正する条例（平成元年条例第35号）の施行の日後30日までの間に当該工場等の新設又は増設に係る工事に着手した場合は、同条例の施行の日後60日まで」とする。

**附 則**（平成4年12月15日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成6年12月26日規則第59号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正後の第9条の規定は、平成6年4月1日（以下「適用日」という。）以後において立地した、又は補助金交付対象事業の指定を受けた者から適用し、適用日前に補助金交付対象事業の指定又は補助金の交付を受けている者については、なお従前の例による。

**附 則**（平成9年12月22日規則第31号）

この規則は、平成10年1月1日から施行する。

**附 則**（平成12年3月31日規則第12号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成12年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正後の伊達市地域振興促進条例施行規則の規定は、この規則の施行日以後において改正後の伊達市地域振興促進条例の規定により補助金交付対象事業者の指定を受けたものから適用し、施行日前に改正前の伊達市地域振興促進条例の規定により補助金交付対象事業者の指定又は補助金の交付を受けているものについては、なお従前の例による。

**附 則**（平成20年6月18日規則第25号）

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

**附 則**（平成29年4月1日規則第26号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**（令和元年11月26日規則第8号）

この規則は、令和元年12月1日から施行する。

別表 1 (第 6 条関係)

| 産業の区分 |                   |
|-------|-------------------|
| 1     | 農業                |
| 2     | 総合工事業             |
| 3     | 職別工事業             |
| 4     | 設備工事業             |
| 5     | 食料品製造業            |
| 6     | 飲料・たばこ・飼料製造業      |
| 7     | 繊維工業              |
| 8     | 木材・木製品製造業         |
| 9     | 家具・装備品製造業         |
| 10    | パルプ・紙・紙加工品製造業     |
| 11    | 印刷・同関連業           |
| 12    | 化学工業              |
| 13    | 石油製品・石炭製品製造業      |
| 14    | プラスチック製品製造業       |
| 15    | ゴム製品製造業           |
| 16    | なめし革・同製品・毛皮製造業    |
| 17    | 窯業・土石製品製造業        |
| 18    | 鉄鋼業               |
| 19    | 非鉄金属製造業           |
| 20    | 金属製品製造業           |
| 21    | はん用機械器具製造業        |
| 22    | 生産用機械器具製造業        |
| 23    | 業務用機械器具製造業        |
| 24    | 電子部品・デバイス・電子回路製造業 |
| 25    | 電気機械器具製造業         |
| 26    | 情報通信機械器具製造業       |
| 27    | 輸送用機械器具製造業        |
| 28    | その他の製造業           |
| 29    | 電気業               |
| 30    | ガス業               |
| 31    | 熱供給業              |
| 32    | 水道業               |

|    |   |
|----|---|
| 33 | 通信業                                       |
| 34 | 情報サービス業                                   |
| 35 | インターネット附随サービス業                            |
| 36 | 映像・音声・文字情報制作業                             |
| 37 | 道路旅客運送業                                   |
| 38 | 道路貨物運送業                                   |
| 39 | 倉庫業                                       |
| 40 | 各種商品卸売業                                   |
| 41 | 繊維・衣服等卸売業                                 |
| 42 | 飲食料品卸売業                                   |
| 43 | 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業                          |
| 44 | 機械器具卸売業                                   |
| 45 | その他の卸売業                                   |
| 46 | 物品賃貸業（自動車賃貸業、スポーツ・娯楽用品賃貸業及びその他の物品賃貸業を除く。） |
| 47 | 学術・開発研究機関                                 |
| 48 | 廃棄物処理業                                    |

別表 2（第 8 条関係）

| 業種の区分  | 割合         |
|--|------------|
| 石油精製業  | 100分の1,000 |
| パルプ製造業、化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業、石油化学系基礎製品製造業（一貫して誘導品を製造するものを含む。以下同じ。）、コークス製造業、セメント製造業並びに電気供給業   | 100分の700   |
| パルプ及び紙（加工紙を含む。）製造業、化学肥料製造業（アンモニア製造業、尿素製造業及び複合肥料製造業を除く。）、無機化学工業製品製造業（無機顔料製造業及び塩製造業を除く。）、有機化学工業製品製造業（石油化学系基礎製品製造業、合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。）、板ガラス製造業、高炉による製鉄業、非鉄金属第一次製錬・精製業並びにガス供給業                          | 100分の500   |
| 化学調味料製造業、砂糖製造業、飲料製造業（清涼飲料製造業及び清酒製造業を除く。）、動植物油脂製造業、でんぷん製造業、製材業、造作材・合板・建築用組立材料その他の木製品材製造業、紙製造業、加工紙製造業、繊維板製造業、化学工業（化学肥料製造業（複合肥料製造業を除く。）、無機化学工業製品製造業（無機顔料製造業を除く。）、有機化学工業製品製造業（合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。）、ゼラチン・ | 100分の400   |

|   |                 |
|---|-----------------|
| <p>接着剤製造業及び医薬品製造業（医薬品原薬・製剤製造業を除く。）を除く。）、石油製品・石炭製品製造業（石油精製業及びコークス製造業を除く。）、タイヤ・チューブ製造業、窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、セメント製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。）、高炉によらない製鉄業、製鋼及び圧延業、熱間圧延業、冷間圧延業、冷間ロール成型形鋼製造業、鋼間製造業、伸鉄業、鍛鋼・鍛工品・鋳鋼製造業、鋳鉄鋳物製造業、非鉄金属第二次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む。）、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属鋳物製造業、建設用金属製品製造業、ボイラー・原動機製造業、農業用機械製造業（農器具製造業を除く。）、建設機械・鉱山機械製造業（トラクター製造業を含む。）、金属加工機械製造業（機械工具製造業を除く。）、繊維機械製造業、特殊産業用機械製造業、一般産業用機械・装置製造業（動力伝導装置製造業を除く。）、冷凍機・温湿調整装置製造業、包装機械・荷造機械製造業、発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業（配線器具・配線付属品製造業を除く。）、蓄電池製造業、自動車製造業、自動車車体・付随車製造業、鉄道車両製造業、船舶製造・修理業（長さ250メートル以上の船台又はドックを有するものに限る。）、舶用機関製造業、航空機製造業、航空機用原動機製造業、産業用運搬車両製造業並びに武器製造業</p> |                 |
| <p>その他の製造業及び熱供給業</p>  | <p>100分の300</p> |